

平成22年度 湧水町の人事行政の運営等の状況の公表

地方自治法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び湧水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年湧水町条例第1号）第6条の規定に基づき、平成22年度の湧水町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況 平成22年度の職員の採用なし

(2) 退職の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

平成22年度には、3人の職員が退職しました。内訳は下表のとおりです。

（単位：人）

退職の事由	定年退職	普通退職	勸奨退職	その他	計
人数	1	1	1	0	3

(3) 再任用の状況

定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職若しくは短時間勤務の職（1週間あたり15時間30分～31時間）に採用することができます。

※平成22年度の再任用職員の採用なし

(4) 部門別職員数の状況

（単位：人）

部門	区分	職員数			対前年増減数	
		H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H21 → H22	H22 → H23
一般行政部門 （福祉関係を除く）	議会	3	3	3	0	0
	総務	32	30	32	△2	2
	税務	7	7	7	0	0
	農林水産	21	20	18	△1	△2
	商工	5	5	5	0	0
	土木	14	13	14	△1	1
	小計	82	78	79	△4	1
福祉関係	民生	16	15	14	△1	△1
	衛生	11	12	10	1	△2
	小計	27	27	24	0	△3
一般行政部門 計		109	105	103	△4	△2
特別行政（教育） ※教育長を除く		27	25	24	△2	△1
公営企業等	水道	4	4	4	0	0
	国保	3	3	3	0	0
	介護	4	4	5	0	1
	後期高齢	1	1	0	0	△1
	小計	12	12	12	0	0
合計 〔条例定数の合計〕		148 〔175〕	142 〔175〕	139 〔175〕	△6	△3

2-1. 職員の給与の状況 [町長部局等]

(1) 人件費の状況 (一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)21年度の 人件費率
22年度	人 11,033	千円 7,648,600	千円 289,339	千円 1,148,916	% 15.02	% 14.4

※人件費には、特別職(各種委員を含む。)に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (一般会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
22年度	人 138	千円 532,351	千円 88,881	千円 198,121	千円 819,353	千円 5,937

※職員数は、平成22年4月1日現在で、水道事業は含みません。

※職員手当には退職手当、児童手当、子ども手当は含みません。

(3) 職員の平均給料、給与月額等の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	一般行政職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
湧水町	43.4歳	330,600円	379,700円

※給与実態調査の数値です。

※「平均給料月額」とは職員の基本給の平均月額です。

※「平均給与月額」とは給料に諸手当を加えたものの平均月額です。

(4) 職員の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区分		湧水町	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成23年4月1日現在)

区分		経験年数10~15年	経験年数15~20年	経験年数20~25年
一般行政職	大学卒	271,600円	318,900円	356,400円
	高校卒	242,600円	279,600円	332,100円

※給与実態調査の数値です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	主事・主事補 技師・技師補	主任	係長・主幹 主査	課長補佐 主幹・参事等	課長等・課長 補佐・参事等	課長等 参事等	
職員数	1人	4人	63人	30人	10人	11人	119人
構成比	0.8%	3.4%	53.0%	25.2%	8.4%	9.2%	100%

※課長等とは、次長及び事務局長を含む。

(7)職員手当の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

①期末手当・勤勉手当

湧水町					国			
1人当たり平均支給額（22年度）					1,466千円			
(22年度支給割合)					(22年度支給割合)			
期別	期末手当		勤勉手当		同			
	一般職	管理職	一般職	管理職				
6月期	1.25	1.05	0.70	0.90				
12月期	1.35	1.15	0.65	0.85				
計	2.60	2.20	1.35	1.75				
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし					(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%			

※期末・勤勉手当の1人当たりの平均支給額は給与実態調査上の一般行政職（税務職・企業職等を除いた職）の平均です。

②退職手当

区分	湧水町		国	
	自己都合・その他	勸奨・定年	自己都合・その他	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	32.76月分	同	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	同	同
勤続35年	47.50月分	59.28月分	同	同
最高限度額	59.28月分	59.28月分	同	同
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		定年前早期退職特例措置 2%～20%加算	
平成22年度 1人当たり平均支給額	1,153千円	27,209千円		

③特殊勤務手当 制度廃止済み

④時間外勤務手当 ※水道事業は含みません。

支給実績（21年度決算）	23,925千円	職員1人当たり平均支給年額（21年度実績）	206千円
支給実績（22年度決算）	34,453千円	職員1人当たり平均支給年額（22年度実績）	302千円

⑤その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	22年度支給職員数	1人当たり平均支給月額
扶養手当	配偶者	同	-	101人	24,500円
	扶養（1人につき）				
	配偶者がいない場合（1人目）				
	満16歳～22歳までの子〔加算〕				
住居手当	持家（新築5年まで）	同 持家は異	持家に対する手当 ※国はH21.12以降廃止	50人	12,700円
	借家等 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円以上の場合 （家賃-23,000円）×1/2+11,000円 最高支給額 27,000円				

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	22年度支給職員数	1人当たり平均支給月額
通勤手当	交通機関利用者等職員 運賃相当額（最高限度額55,000円） 自動車等使用職員（片道2km以上） 2,000円～以下距離毎に異なる 最高24,500円	同	—	73人	4,400円
管理職手当	総務課長 33,000円 支所長 29,000円 本庁の総務課長以外の課長 25,000円 支所長以外の支所課長 16,000円	異	役職により多種あり	18人	25,200円

※1人当たりの平均支給月額は給与実態調査上の一般行政職（税務職・企業職等を除いた職）の平均です。

(8) 特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等	
給料	町長	764,000 (687,600) 円	※カッコ内の金額は平成21年7月1日から平成25年3月31日までの独自減額措置です。(町長10%減額)
	副町長	608,000 円	
	教育長	574,000 円	
報酬	議長	305,000 円	
	副議長	252,000 円	
	常任委員長	244,000 円	
	議員	229,000 円	
期末手当	町長	2.95 月分	
	副町長	2.95 月分	
	教育長	2.95 月分	
	議長	2.95 月分	
	副議長	2.95 月分	
	常任委員長	2.95 月分	
	議員	2.95 月分	
退職手当	町長	勤続期間1年につき100分の500	
	副町長	勤続期間1年につき100分の280	
	教育長	勤続期間1年につき100分の250	

2-2. 公営企業職員の給与の状況 [水道事業]

(1) 職員給与費の状況

①決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)平成21年度の 総費用に占める職員 給与費比率
22年度	千円 173,706	千円 5,593	千円 25,760	% 14.83	% 13.7

※職員給与費には法定福祉費は含みません。

②予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
22年度	人 4	千円 16,976	千円 2,083	千円 6,704	千円 25,763	千円 6,441

※給与費は22年度当初予算額に計上された額です。

※職員手当には退職手当，児童手当，子ども手当は含みません。

③特記事項 特になし

(2) 職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況 (平成23年3月31日現在)

企業職	平均年齢	基本給	平均月収額
	47.5 歳	377,390 円	470,740 円

※「基本給」とは職員の基本給の平均月額です。

※「平均月収額」とは基本給に諸手当を加えたものの平均月額です。

(3) 職員の手当の状況 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

①期末手当・勤勉手当

企業職	1人当たり平均支給額	1,606 千円	※支給割合・加算措置ともに一般行政職と同
-----	------------	----------	----------------------

②退職手当

企業職	1人当たり平均支給額	0 千円	※支給率は一般行政職と同
-----	------------	------	--------------

③特殊勤務手当 制度廃止済

④時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	296 千円	職員1人当たり平均支給年額 (21年度実績)	99 千円
支給実績 (22年度決算)	445 千円	職員1人当たり平均支給年額 (22年度実績)	148 千円

⑤その他の手当

手当名	内容及び支給単価 一般行政職との異同	22年度 支給者数	支給職員1人当たり 平均支給月額
扶 養 手 当	一般行政職と同	4 人	19,125 円
住 居 手 当	一般行政職と同	2 人	16,700 円
通 勤 手 当	一般行政職と同	2 人	3,050 円
管 理 職 手 当	一般行政職と同	1 人	25,000 円

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成 22 年度中）

一週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	廃止	12 時～13 時

(2) 年次有給休暇の取得状況（対象期間：平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日）

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
5, 279 日	1058. 8 日	133 人	8. 0 日	20%

(3) 育児休業の状況（平成 22 年度中）

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0 人	0 人
前年度から引続き育児休業を取得している者	0 人	3 人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成 22 年度中）

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件で起訴された場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分者数（平成 22 年度中）

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令等に違反した場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5. 職員のサービスの状況

(1) サービスの根本基準

地方公務員法第 30 条は「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めています。これは、憲法第 15 条第 2 項が「すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定しているところを受けたものです。これを実現するための地方公務員法上の義務は、次のとおりです。

区 分	内 容
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
職務に専念する義務	〔下記 (2)〕
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であることを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことは禁止されています。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすることは禁止されています。
営利企業等の従事制限	〔下記 (3)〕

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条において「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定しています。本町における「特別の定」は、「湧水町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」であり、この規定の範囲内で職務専念義務を免除することができることとしています。

(3) 職員の営利企業等従事許可

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業等にも従事してはならないこととされています。

営利企業等従事の許可に当たっては、①職員の占める職と営利企業等との間に特別な利害関係又はその発生の恐れがある場合、②職員が営利企業等に従事することにより、職務の遂行に支障を生じる場合、③その他営利企業等に従事することにより、地方公務員法の精神に反する結果を生じる場合には許可しないこととされています。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成22年度に実施した研修は、合計12研修であり、延べ研修人員は386人です。なお、実施状況は、以下のとおりです。

	研 修 区 分	実施時期	研修期間	参加人員
一 般 研 修	新任課長級研修	5月	2日	4人
	一般職員基礎研修（採用後3～5年）	6月	3日	1人
	新任係長研修	7月・8月	2日	2人
	主査研修	7月	2日	5人
	一般職員研修（採用後7～9年）	9月	2日	5人
そ の 他 研 修	図解思考研修	9月	2日	1人
	法制執務研修	5月	1日	20人
	入札契約制度セミナー（市町村アカデミー）	9月	2日	2人
町 独 自 研 修	昨今の人権同和問題について	11月	1日	127人
	意識改革「民間から見た行政」	12月	1日	123人
	部落差別事象・事件が提起するもの	12月	1日	88人
	職員県外研修（長野県小布施町）	2月	3日	8人

(2) 職員の勤務成績の評定の状況

任命権者は、公務能率を増進させるため、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定結果に応じた措置を講じることとされています。

湧水町では、「湧水町職員勤務評定実施規程」に基づき、毎年6月1日と12月1日に職員の勤務評定を行い、その結果を適材適所の人員配置等に活用しています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度（共済制度）の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は鹿児島県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などを行う「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

(2) 互助会等の福利厚生制度に係る町の負担状況

(ア) 鹿児島県市町村職員互助会

鹿児島県市町村職員互助会は、会員の福祉の増進を図ることを目的とし、各種給付事業、貸付事業を行っています。事務局は鹿児島県町村内で県内市町村等が加入し、加入団体と会員が会費を折半し、運営されています。(会員には特別職を含みます。)

区分	会費 (年額)	公費負担率	1人当たりの公費負担額 (年額)	加入者数	公費負担総額
全部局	4,300 円	50%	2,150 円	140 人	301,000 円
水道事業				4 人	8,600 円

(イ) 湧水町職員親和会

湧水町職員親和会は、職員の福利厚生及び職員相互の親睦と生活の向上を図ることを目的とされた組織です。親和会は、職員の掛金 (年間 6,000 円) によって運営されています。

(3) 公務災害補償の概要と発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害 (負傷・疾病・障害・死亡) 又は通勤途中に災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填 (補償) と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業 (福祉事業) を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。湧水町は地方公務員災害補償基金鹿児島県支部に加入しており、平成 22 年度中の公務災害の状況は次のとおりです。

区分	身分	請求件数	認定件数	
			公務上	公務外
公務災害	常勤職員	3 件	3 件	0 件
通勤災害	常勤職員	0 件	0 件	0 件

※常勤的非常勤職員は除く。

(4) 勤務状況に関する措置の要求の状況

地方公務員法第 46 条において職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。平成 22 年度中の措置の要求の状況は次のとおりです。

平成 21 年度末 係属件数	平成 22 年度末 措置要求件数	平成 22 年度処理件数			平成 22 年度末 係属件数
		取下	却下	判定	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※湧水町は、公平委員会の事務を鹿児島県人事委員会に委託しています。

(5) 不利益処分に関する不服申立の状況

地方公務員法第 49 条の 2 において職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に不服申立 (審査請求又は異議申立) をすることができることとなっています。公平委員会は、不服申立を受理したときは、その事案について審査を行い、その処分を承認し、修正し、又は取り消し及び必要がある場合においては、任命権者にその職員がその処分に受けた不当な取り扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています。(地方公務員法第 50 条)

平成 22 年度中の不服申立の状況は次のとおりです。

平成 21 年度末 係属件数	平成 22 年度末 不服申立件数	平成 22 年度処理件数			平成 22 年度末 係属件数
		取下	却下	判定	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※湧水町は、公平委員会の事務を鹿児島県人事委員会に委託しています。